

## 赤い羽根こころつなぐ助成事業実施要綱

### (目 的)

第1条 この事業は、東海村内で住民や団体等が主体的に行う地域福祉の推進を図るための社会福祉活動（以下「地域福祉活動」という。）に対し、赤い羽根共同募金及び歳末たすけあい募金（以下「共同募金」という。）を財源に助成を行い、地域福祉活動の普及・発展と共同募金の理解を図ることを目的とする。

### (実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、社会福祉法人茨城県共同募金会東海村共同募金委員会（以下「本会」という。）とする。

### (助成対象団体)

第3条 助成対象となる団体は、地域福祉活動及び更生保護事業その他の社会福祉を目的とする事業を経営する者（国及び地方公共団体が設置、若しくは経営し、又はその責任に属するとみなされる者を除く。）で、次の各号すべてに該当する団体とする。

- (1) 東海村内に所在があること。
- (2) 法人格の有無は問わないが、団体の規約等を備えていること。
- (3) 企業、政治目的を持つ団体、宗教団体などから独立して運営されていること。
- (4) その活動から生じる利益を構成員に分配しないこと。
- (5) 活動の実績・内容及び財務の状況を自ら公開できること。
- (6) 活動計画、予算、決算等が整備されていること。
- (7) 共同募金の趣旨について理解、共感し、この運動に自ら積極的に参画、推進すること。

### (対象事業)

第4条 助成対象となる事業は、前条に定める団体が、東海村内において実施する次の地域福祉活動とする。

- (1) 福祉に対する意識の向上を図る活動
- (2) 社会参加や交流を深める福祉コミュニティづくり活動
- (3) 支援を必要とする方の生活をサポートする活動

- (4) 福祉・ボランティア活動を啓発・育成する活動
- (5) その他、地域の福祉課題解決に取り組む活動  
(助成対象外事業)

第5条 次の各号に該当するものは、助成対象としない。

- (1) 営利活動や政治、宗教等の運動のための手段として行われている事業
- (2) 国または地方公共団体が設置（自治会を除く）かつ経営（委託を含む）し、若しくはその責任に属されるとみなされる事業
- (3) 他団体への助成を目的とする事業
- (4) 団体を運営するためにかかる人件費及び施設の維持管理費、組織運営費
- (5) 当助成金以外の助成を既に受けている、または受ける予定のある事業経費
- (6) 当助成金申請時に終了している事業
- (7) その他、本会会長が不相当と認めるもの  
(助成対象経費)

第6条 助成対象となる経費は、別紙1に掲げるとおりとする。

(助成金額)

第7条 助成金額は、茨城県共同募金会一般募金および歳末たすけあい募金の範囲内とする。

2 助成申請額は、事業1件につき10万円を限度とする。

3 助成率については、9割は赤い羽根こころつなぐ助成事業、1割は自主財源とする。

(助成申請)

第8条 申請の受付及び審査は、次のとおり2期に分けて実施する。

期間	申請受付期間	審査委員会 開催時期	申請可能な事業の開催時期
第1期	12月1日～1月10日	2月	4月1日～3月31日
第2期	6月1日～7月10日	8月	9月1日～3月31日

2 助成申請する団体は、前項に定める申請期間内に次に掲げる書類を本会会長に提出するものとする。

- (1) 赤い羽根こころつなぐ助成金申請書（様式第1号）
- (2) 資金収支計画書（様式第2号）

- (3) 口座振替申請書（様式第3号）
- (4) 申請団体の活動がわかる書類（団体規約、会員名簿、事業報告書、決算書等）
- (5) 申請事業の実施がわかる書類（事業計画書、予算書等）
- (6) その他、本会会長が必要と認める書類

3 同一団体が行う申請は、原則として年度内においては2件までとし、同一事業の申請は認めない。また、同一事業の申請は3回を限度とし、4年目以降再び助成を希望する場合は、3年間の実績を評価して交付の可否を決定する。

（審査）

第9条 前条の申請受付期間に提出があったときは、本会事務局が事前審査を行い、審査委員会が別紙2に定める審査基準により審査を行う。

（審査委員会）

第10条 審査委員会については、別に定める。

（助成決定及び通知）

第11条 本会会長は、審査委員会からの審査結果報告を踏まえ、助成の有無、金額を決定する。

2 本会会長は、助成決定後、助成審査結果通知書（様式第4号）を申請団体へ通知する。

（助成金の交付）

第12条 前条により助成金審査結果通知を受けた団体は、通知書が届いてから7日以内に決定内容について意義がある場合、異議申し立てを行うことができる。

2 本会会長は、審査結果通知後、7日を経過し交付決定について異議申し立てがない場合、速やかに助成金を交付する。

（助成金の取り消し及び返還）

第13条 本会会長は、次の各号に該当するときは、助成決定を取り消し、助成金の全額又は一部の返還を求めることができる。

- (1) 助成金を申請事業以外に使用したとき
- (2) 事業を実施することがないと認められるとき
- (3) 交付した助成金額に残額が生じたとき
- (4) 交付内容に偽り、その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

(事業報告)

第14条 申請団体は、事業完了後1か月以内に下記書類を本会に提出する。

- (1) 赤い羽根こころつなぐ助成金報告書(様式第5号)
- (2) 資金収支決算書(様式第6号)
- (3) 支出のわかる領収書等の写し
- (3) 事業の写真
- (4) その他、本会会長が必要と認める書類

(助成事業の明示)

第15条 助成を受けた団体は、別紙3に掲げるとおり、事業の実施にあたり「共同募金の助成事業」であることを明示するほか、広く周知しなければならない。

(情報の公開)

第16条 地域福祉活動及び共同募金運動の啓発のため、助成申請書等に記載された個人情報(申請者住所又は所在地)を除き、必要に応じてホームページや広報紙に掲載する。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は本会会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年12月1日から施行する。